

# はぐくみ

No.108

令和2年8月27日発行

<http://www.pref.yamanashi.jp/kyoiku-hym/hagukumi.html>

## 2学期開始

### ～衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」改訂から～

夏休み中に、令和2年8月7日付け教保体第1219号「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～の改訂について（通知）」が発出されました。

この改訂により、「第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」の「2. 基本的な感染症対策の実施」の項に『普段の清掃・消毒のポイント』（P23）が追記されました。以下抜粋します。

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

#### 1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認します。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。

学校の実情に応じて参考にしてください。

## 山梨県養護教諭第2回臨時研修会から

8月25日、山梨県養護教諭第2回臨時研修会が開催されました。この研修会は、密を避けるためテレビ会議システム（Zoom）により県内合同庁舎あるいは養護教諭所属校等、会場を分散して行われました。

今年度の2学期は、学園祭・運動会の他、修学旅行を計画している学校が多いことから、「学校行事と感染症対策について」と題して専門家の講義を受けるとともに意見交換・情報交換を行い、感染症予防対策の専門性を高め、学校行事を行うための留意点等を学ぶことができました。以下抜粋します。

#### ○修学旅行前の備え

- ・職員・児童生徒の健康観察・・・出発2週間前から、家族も含めて毎日の検温  
→この観察を行う前に、修学旅行に参加できない場合の基準を学校として決め児童生徒・保護者に示す。
- ・旅行中の感染症防止対策の事前指導
- ・旅行中に体調不良になった場合の対応（見学先、宿泊場所、バス移動時 等）
- ・必要に応じて COCOA(接触アプリ)のダウンロード 等

#### ○運動会、学園祭での工夫

- ・全校一斉あるいは学年毎に手洗いが必要な場合は、蛇口数に限りがあるため前もって2リットルペットボトルに水を入れ必要数を用意しておく。
- ・個々には、トイレ後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、昼食を摂る場合はその前後、競技で共用の用具に触った後（競技後）に手洗いをを行うようにする。 等

# 新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別から子どもたちを守る

このところ新型コロナウイルス感染症の誤った認識による偏見・差別について、メディアでも取り上げられています。県内でも8月23日に小学生の感染が確認されました。改めて感染症の科学的根拠に基づいた正しい理解を図るとともに誤った認識による偏見・差別を許さない姿勢を示すことが大切だと考えます。

8月25日、文科大臣会見においてこのことについてメッセージが出されましたので抜粋します。

## 児童生徒等や学生の皆さんへ(抜粋)

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校やクラスの中で感染することは悪いことだという雰囲気ができてしまうと、新型コロナウイルスに感染したと疑われることをおそれて、具合が悪くなくても、その後は言いだしにくくなったり、病院に行くのが遅くなったりしてしまいます。そうすると、さらに皆さんの地域で感染が広がってしまうかもしれません。

感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと思います。

## 教職員をはじめ学校関係者の皆様へ(抜粋)

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を砕き、日々、大変な御尽力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。

- ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
- 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
- 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得ること。

これらに加え、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

## 保護者や地域の皆様へ(抜粋)

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。これからの予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

なお、上記とは直接の繋がりはありませんが、9月10日から9月16日の1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。(「自殺対策基本法」第7条第2項)

例年よりも短い夏休みを終え2学期が始まって数日が経ちます。子どもたちの表情や言動にちょっとした変化を見取った折には、是非声かけをしていただきたいと思います。